

第5章 運営計画の検討

1. 各施設の収益性の把握

盛岡市営野球場及び岩手県営野球場のグラウンドについて、利用状況を集計、整理した結果は以下のとおり。

(1) 盛岡市営野球場

平成28年度利用予定表をもとに、土日祝日／平日別、一般／高校生以下別の利用状況を整理した。下記的前提条件で集計を行ったところ、土日祝日の稼働率は72.6%、平日の稼働率は21.3%となった。土日祝日の利用は一般が8割・高校生以下が2割、平日の利用は一般が6割・高校生以下が4割となっている。

<集計にあたっての前提条件>

- ・ 開場期間としている4～10月を集計の対象とした。
- ・ 明らかにキャンセルされた時間のみ、使用時間から除外した。
- ・ 1日の使用時間を5時～19時とし、使用されている時間を集計した。(朝2時間といった利用が多いため)
- ・ 利用者が判別できない時間については、「一般」として集計した。

<利用実績>

	一般	高校生以下
土・日・祝日	578時間 (80.1%)	144時間 (19.9%)
平日	267時間 (62.5%)	160時間 (37.5%)

<利用率>

	利用可能時間	利用時間	利用率
土・日・祝日	994時間	722時間	72.6%
平日	2,002時間	427時間	21.3%

※利用可能時間は4～10月の日数×14時間

※開場期間外では、3月に5時間(土日祝、一般利用(市の野球協会の審判講習会))、11月に37時間(すべて土日祝、一般14時間、高校生以下23時間)の利用がある。

(参考) 月別利用時間数 (単位: 時間)

		一般	高校生以下
3月	土日祝	5	0
	平日	0	0
4月	土日祝	63	40
	平日	30	3
5月	土日祝	130	10
	平日	40	10
6月	土日祝	90	22
	平日	57	55
7月	土日祝	100	18
	平日	54	21
8月	土日祝	65	18
	平日	51	33
9月	土日祝	68	33
	平日	29	32
10月	土日祝	62	3
	平日	6	6
11月	土日祝	14	23
	平日	0	0

(2) 岩手県営野球場

平成28年度の受付簿をもとに、土日祝日／平日別、一般／学生・生徒別の利用状況を整理した。下記的前提条件で集計を行ったところ、土日祝日の稼働率は92.6%、平日の稼働率は58.5%となった。一般／学生・生徒別では、土日祝・平日とも、学生・生徒が7～8割を占めており、市営野球場と比較して一般の利用が少なくなっている。

<集計にあたっての前提条件>

- ・ 28年度の開場期間が不明のため(29年度は4月27日～11月5日)、最初の利用があった4月23日から最後の利用があった11月6日までを集計の対象とした。
- ・ 明らかにキャンセルされた時間のみ、使用時間から除外した。
- ・ 1日の使用時間を7時～21時、1日を料金体系に合わせ3コマとして集計した。コマ単位に収まらない利用については、その利用時間から1コマ又は2コマの近いほうで集計した。
- ・ 休場日は利用可能コマから除外した。
- ・ 一コマあたり2時間とする。

<利用実績>

	一般	学生・生徒
土・日・祝日	50 コマ (26.5%)	139 コマ (73.5%)
平日	42 コマ (20.1%)	167 コマ (79.9%)

<利用率>

	利用可能コマ	利用コマ	利用率
土・日・祝日	204 コマ	189 コマ	92.6%
平日	357 コマ	209 コマ	58.5%

(ご参考) 月別利用コマ数 (単位: コマ)

		一般	学生・生徒	備考
4月	土日祝	9	6	休場日1日(23日以降)
	平日	1	3	
5月	土日祝	18	18	休場日1日
	平日	24	17	
6月	土日祝	6	15	休場日2日
	平日	1	32	
7月	土日祝	0	30	休場日0日

	平日	1	49	
8月	土日祝	6	16	休場日 1日
	平日	9	12	
9月	土日祝	2	21	休場日 2日
	平日	2	37	
10月	土日祝	6	27	休場日 3日
	平日	4	16	
11月	土日祝	3	6	休場日 1日 (6日まで)
	平日	0	1	

※開場期間を4月1日～11月30日までとした場合の利用率

	利用可能コマ	利用コマ	利用率
土・日・祝日	243 コマ	189 コマ	77.8%
平日	420 コマ	209 コマ	49.8%

(3) 両球場の利用の重複状況について

4月～11月の両球場の利用の重複状況（同じ日に何らかの利用が入っている日）は以下のとおり。（雨天中止や予備日についても、利用した可能性があるため重複として集計。）特に5～9月の土日祝日については、両球場が大会等で利用されている日が多くなっている。

	土日祝日		平日	
	利用が重複している日数	うち大会等	利用が重複している日数	うち大会等
4月	4日	4日	1日	0日
5月	12日	10日	8日	0日
6月	8日	8日	11日	3日
7月	11日	9日	13日	0日
8月	7日	7日	5日	0日
9月	10日	9日	9日	2日
10月	8日	6日	2日	0日
11月	3日	0日	0日	0日

2. 運営事業者のヒアリング調査

対面ヒアリングにより、盛岡南公園野球場（仮称）の運営事業者として参入可能性が見込まれる企業等の意向を調査した。

（1）ヒアリング調査の目的

運営事業者のノウハウを施設計画に反映させるため、運営事業者の考えを幅広く把握することを目的とする。特にコンセッション事業の成立可能性及び導入のメリット、各事業者の事業への参画可能性を確認する。

（2）調査対象者

下記計7企業・団体に対しヒアリング調査を実施した。

1) 民間企業

運営企業A、運営企業B、運営企業C、運営企業D、スポーツツーリズム関係法人

2) 県内の既存施設運営団体

岩手県関係団体、盛岡市関係団体

（3）ヒアリング事項

調査対象者にヒアリングした事項は、以下のとおり。

- 1) 施設計画に対する意見・要望
- 2) 運営方針に対する意見・要望
- 3) コンセッションの可能性と課題
- 4) 事業への関心
- 5) スポーツツーリズムの導入に対する意見

(4) ヒアリング調査結果

1) 施設計画に対する意見・要望

ア 施設の仕様に対する意見

スタンドの屋根の設置、ブルペンの屋内設置、ロッカー・審判控室・記者室等の諸室の配置、バリアフリーへの配慮等が必要であるとの意見が寄せられた。また、管理を容易にするため、球場への車両の直接的な乗り入れを検討すべきとの意見もあった。

ハイスペックの電気設備等を整備した場合、維持管理費用が大きくなる点を指摘されており、LCCに配慮した設計が必要であるとの示唆が得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- スタンドの屋根は必要であると考える。
- ブルペンは、投手や球団が一般客の視線を気にすることがあるため、屋内に設けたほうが良いと思う。
- グラウンドに直接車両が乗り入れるようにしたほうがよい。県営野球場では乗り入れ口が無いため、工事の段取りに手間取ったりする。
- バリアフリーを想定した施設計画（スタンド、トレーニングルーム等）の設計思想を盛り込んでほしい。現在球場にはトレーニング室に1 mくらいの段差があるなど、設計当時にそのような想定は薄かった。
- プロ野球一軍公式戦の開催に必要な諸室としては、一塁・三塁側それぞれのロッカー、審判控室、記者室、放送室が挙げられる。
- 新たに整備された武蔵野アリーナは、電気設備等がハイスペックとなっており、同規模の代々木第一体育館より維持管理費が1.5倍近く要している。

イ 稼働率向上に寄与する施設仕様

プロ野球公式試合や集客性のあるイベントのニーズに合わせた施設配置とすることが望ましいとの意見が得られた。しかし、これらのイベントがない日程においては、トレーニングルームや会議室などの施設需要が低い点が課題であると指摘された。

屋内練習場については一定の需要が見込めるが、稼働率向上のため多目的利用ができる仕様が望ましいとの意見が寄せられた。

運営事業者から寄せられた主な意見

(野球場)

- プロ野球一軍公式戦の開催に必要な諸室としては、一塁・三塁側それぞれのロッカールーム、審判控室、記者室、放送室が挙げられる。
- 人工芝の球場であれば、野球以外のスポーツを受け入れることができる。マウンドの着脱が必要ではあるが、等々力球場ではアメフトとラグビーの試合を実施していた。
- 諸室の配置は、ケータリングや飲食などイベント寄りに考えた方がよい。
- 会議室等は大きな大会がないと利用されない。
- トレーニングルームがあれば複数日にわたって試合が開催可能となる。試合開催日以外は一般開放できる。
- トレーニングルームがあれば、屋内練習場と絡めた利用方法を提案できるのではないかと考えている。昨今ブームとなっているランニングと、マシンを使ったトレーニングと組み合わせられれば、利用者呼び込めるかもしれない。

(屋内練習場)

- 50m 四方であれば社内運動会等の需要も見込め、一定の稼働率が見込めると考える。
- 内容を充実させれば稼働率を上げることができる。内野が入る十分な大きさが計画されているが、ブルペンも確保できるとさらに良い。
- 野球場専用とせず、多目的利用が可能な仕様とする方がよい。テニス（平日の朝に利用が多い）やフットサル（平日の夜に利用が多い）を受け入れられるようにすること。稼働率の観点からは、テニスの方が優れる。

ウ 冬季の稼働対策について

冬季の外気温や降雪への対応が必要であるとの意見が寄せられた。ドーム化することができれば、稼働率向上が期待でき、実施可能な催事のバリエーションが多様になるとの提案もあった。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 冬は降雪もさることながら、気温が低すぎるため利用が厳しいと考える。
- 冬季の稼働対策も別途検討する必要がある、思い切ってドーム化すれば通年で稼働率は上がるかもしれない。ドームであれば雨天でも対応できるため、展示会等の用途は広がる。屋根の有無で開催できる催事の種類が変わる。
- 冬季に野球場としての利用ができないのであれば、スケートリンク等冬季の稼働率対策を考慮する必要がある。人工芝であれば季節による用途変更は可能である。

2) 運営方針に対する意見・要望

ア 「稼ぐスタジアム」に対する意見

利用料の減免措置など、現行の野球場運営方針を踏襲する前提では、民間事業者のノウハウを発揮し、「稼ぐ」ことは難しいとの意見が得られた。さらに、集客性の高い大会等を優先的に誘致することを目指すのであれば、地元利用を優先するのは難しいとの意見が得られた。

なお、県営野球場においては、予約のみで使用しない場合は使用料を徴収しない運用が行われており、稼ぎにくい構造になっているとの指摘もあった。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 高校野球等はグラウンドの使用料金を減免等により低廉にせざるを得ない。
- 高校野球は、例えばヨコハマスタジアムのように、準決勝より前の予選試合を他の球場で受け入れる、という判断が必要。
- 需要が高い7～9月に、実業団のリーグ戦など民間の大会を誘致することで「稼ぐ」ことができる。一方、「市民・利用団体の利用を優先せよ」という話になれば不可能となる。
- 収益の向上は、どれだけ使い方に自由度が与えられるのか、つまりは、いかに集客できる用途での利用を導入するか次第である。
- 仮に条例で高めの金額を設定し、その金額以下の料金設定で柔軟に変更するということはまったく考えられない話ではないが、どこまで単価を上げられるかは未知数。
- 仮に稼ぐスタジアムとする場合、各利用団体に利用調整を行政が行わないという事前の宣言を行政が行う必要がある。行政が本腰入れて利用団体と一つひとつ向き合う覚悟があればできなくはないかもしれない。
- 現在の県営野球場の場合、高校野球が開催される場合は屋内練習場を一緒に予約されブロックされるが、使わない場合は料金を収受できない。条例には「使用した場合」料金を収受できるとしか記載されていないためである。予約システムやキャンセル料などの料金体系は自由な裁量があれば改善の余地がある。

イ 独立採算の可能性

プロ野球公式試合やその他イベントにおいて集客は可能だが、野球場・屋内練習場ともに独立採算を確保できるかどうか懸念されている。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 年に数回観客を集めることは可能であるが、それが収益に結びつくかは別問題であり、最大収容人員を2万人とするのであればプロ野球誘致の意義をあらためて考える必要があるのではないかと懸念されている。
- スポーツから離れば、キャンピングカーの展示会やコンサートなど収益性の向上も見込めなくは無いが、運営費を賄える程度かは未知数。
- 東北では主要なイベント需要は仙台に集中することもあり、稼ぐスタジアムの幅がそこまで取れない可能性がある。
- プロ野球一軍公式戦も、地方球場の場合一般的に利用料金が減免され収入が少ない割に、スタッフ総出で対応しなければならないので、収益は厳しい状況。
- 観る野球に特化したとしても、観客を確保して稼ぐことは土地柄、非常に厳しいと認識している。駅から距離が離れている点が不利である。
- 盛岡南公園の立地であれば、プロ野球の試合開催の見込みは多くて2試合程度であり、騒音について近隣住民の理解が得られれば音楽フェスの可能性もあるが、それも開催2日＋設営撤去しか見込めず、民間の独立採算が可能なスタジアムにはならないだろう。
- 屋内練習場については一定の稼働率が見込めるかもしれないが、高い収益が得られるかどうかについては精査が必要。静岡草薙球場の屋内練習場は、アマチュアであれば5,300円/時間の利用料金のため、人件費すら賄うのが厳しい。
- 地方ほど駐車場は無料としているところが多いが、駐車場で利用料金を徴収できると大きな収入源になる。

ウ コストに対する認識

光熱水費用が最も高コストであるとの意見が集まった。電源車等を用いたコスト低減策や、想定以上のコストが発生した場合に行政が一定のリスクを負担する仕組みを検討することが求められている。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 屋内練習場の維持管理の中で最もコストがかかるのは光熱水費用である。初年度の費用の想定が難しいため、想定を上回るコストが発生した場合に行政が事業者の負担を調整できるような仕組みが必要である。
- プロ仕様の照明を設けるとなると、例え年間1~2試合でも最大電力使用量に基づき基本料金が設定されるため、過大な負担が想定される。イベント時のみ電源車や移動照明車を活用する手段も考慮した方がよい。
- 高規格を目指すことは理解できるが、一方で、それにより無駄なコストが必要となっていないか、検証されたほうがよい。

エ その他

イベント時における駐車場の有料化や、球技場等開設済みの公園と、新設する公園施設等を一体的に運営管理する必要性について、指摘があった。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 現在の駐車場（南側 200 台）と新規に整備する駐車場（1000 台）のイベント時の有料化や誘導方法についても調整が必要になる。同じ日にイベントを組んだ場合での駐車場を割り振りも問題がある。また、十分な駐車対策をしなければ、路上駐車などの問題も生じる。
- 球技場をすべて含めて一体利用を考えた構想としなければならないのではないかと。利用段階になったときに稼働率の全体での低下を招く可能性がある。利用者としても連絡を取る管理者がわかりにくくなるなどの課題が生じる。
- サッカーグラウンドの管理運営まで事業範囲に組み込まれれば、一定の効率化は可能。
- 効率性を考えれば、公園全体を1社で管理できた方が望ましい。
- 今後、球技場では大規模改修の構想があり、可能であれば一体的に事業に加えれば効率的ではないか。未確定のため H35 年供用開始を目処とする野球場の発注段階には盛り込まず、野球場と切り分けた形で発注・運営維持管理方式になるくらいであれば、大規模改修を前提としない形で一括管理のほうが良いものとする。

3) コンセッションの可能性と課題

ア 導入可能性に対する認識

コンセッションを導入した場合、手続きの煩雑さに対して財政負担は従来型と変わらないのではないか、との意見が得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- コンセッションを導入するならば混合型のみだろう。ただし、サービス対価に対して運営権対価が非常に低いため、結局従来型と変わらない財政負担になるのではないか。
- 「観る野球場」としてのコンセプトを徹底しない限りは、コンセッションは難しいと考える。

イ 事業者メリットの有無

施設の特性や収益見込みを加味すると、民間事業者としてコンセッション導入によるメリットは感じにくく、指定管理者制度の方が参画しやすいとの意見も得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 球場はいったん完成したら改修できる余地が少ないため、指定管理者制度と比して公共施設等運営権により管理運営を行う大きなメリットは感じにくい。
- 当社としては、指定管理者制度を導入した方が参画を検討しやすい。ただし利用料金制の導入についてこだわりはない。
- コンセッションでは、設備・メンテナンスを主軸とする当社の立場からすればどのプレイヤーと組むかが大きな関心事となり、主立ってリスクをとりに行く商社などの意向に大きく左右されるだろう。
- 事業者にとって、利用実績がない新設の野球場を、コンセッション事業で実施することの負担は大きい。発注者がどの範囲まで民間事業者の実施範囲とするのかがポイントになるのではないか。
- 屋内練習場に運営と維持管理が分離された形で運営にだけ公共施設等運営権が設定されても、指定管理者制度に比べてメリットは無いと考える。

4) 事業への関心

市県の運営方針が明らかになった時点でなければ、参画の可否を判断できないとの意見が得られた。今般のヒアリング対象の事業者のように、創意工夫をこらした施設運営に強みをもつ民間事業者においては、運営に裁量権が与えられなければ事業参画の動機が小さくなることがその要因の1つと想定される。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 参加可能性について現時点では判断しかねる。一定の興味はあるが、市県の方針が見えていない状況では判断が難しい。
- 一般的な市民の野球場として実施するのであれば参加するモチベーションはなくなる。稼ぐ野球場としての裁量が得られるのであれば、参加を検討可能である。
- 数十億円の規模のコンセッションでは、当社だけではリスクをとって参画することはできないため、コンソーシアムのうち一社として、運営・維持管理に部分的に参画することになる。
- 本事業に事業者側として参画する可能性の有無については、改めて回答する。
- 参加可能性について現時点では判断しかねる。最終的にはどの程度サービス対価が見込めるかによるのではないか。
- 一般的に、地方部では地方公共団体の体育協会等の人件費が安く、そうした地元の団体が競争優位性を持ち、当社（あるいは同業他社）の競争力はそこまで高くなる。
- 当社は岩手に拠点を持たないため、参画は難しいと考えている。

5) スポーツツーリズムの導入に対する意見

ア 国内の合宿ツーリズムの動向と成立可能性

野球に関する合宿需要は存在するが、民間の運営母体が必要であること、廉価な宿泊施設が近隣に必要であること等が明らかとなった。また、運動施設だけでは合宿事業を運営する事業者の収益に結びつかないとの意見も得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 野球に関しては、軟式、硬式、少年野球～社会人野球、プロ野球とさまざまな組織があり、団体数が多い。また、野球の試合や練習以外に、審判講習会や支部の会合などの需要も多く、全体的な傾向としてはハードの数が不足気味である。
- スポーツ合宿誘致には運営母体が必要である。ただし、運営母体は、民間企業であることが望ましい。
- 近隣に（移動時間があまり長くない位置に）宿泊施設が立地しているか、なければまた廃校等の利活用な施設があるか、全く新規で宿泊施設を整備するかのいずれかの対応が必要だろう。
- 特に合宿の主要価格帯は1泊2食付で7,000円前後である。通常のホテルとは異なる単価設定であることに留意が必要である。
- 合宿は運動施設だけ使われても収益には結びつかないため、宿泊需要で収益化・事業化を考える必要がある。

イ 合宿施設に必要な機能

合宿を誘致するためには、合宿に特化した施設を整備する必要があるとの意見が得られた。よって多目的施設において需要がない時間帯を合宿で埋める、という使い方は難しいものと想定される。

運営事業者から寄せられた主な意見

- スポーツ合宿を誘致するためには、施設を合宿目的に特化させる必要がある。例えば平日の昼間のみ合宿利用を促進するのは難しいかもしれない。
- 日本の場合宿泊施設とスポーツ施設が一体になった施設が少ない。
- 公園全体にランニングトラックなどがあれば活用の余地が広がる。
- 積雪寒冷地の場合、冬季の稼働率の向上が課題であり、ドームにする手段もある。

(5) ヒアリング調査結果のまとめ

1) 施設計画に対する意見・要望

- スタンドの屋根の設置、ブルペンの屋内設置、ロッカー・審判控室・記者室等の諸室の配置、バリアフリーへの配慮等が必要であるとの意見が寄せられた。
- 管理を容易にするため、球場への車両の直接的な乗り入れを検討すべきとの意見もあった。
- ハイスペックの電気設備等を整備した場合、維持管理費用が大きくなる点を指摘された。
- プロ野球公式試合や集客性のあるイベントのニーズに合わせた施設配置が望ましいが、これらのイベントがない大多数の日程において、トレーニングルームや会議室などの施設需要が低い点が課題である。
- 屋内練習場については一定の需要が見込めるが、稼働率を考慮すると多目的利用ができる仕様が望ましいとの意見が集まった。
- 冬季の外気温や降雪を考慮し、野球場をドーム化することができれば、稼働率向上や催事のバリエーションの多様化が可能になるとの提案も得られた。

2) 運営方針に対する意見・要望

- 利用料の減免措置など、現行の野球場運営方針を踏襲する前提では、民間事業者のノウハウを発揮し、「稼ぐ」ことは難しいとの意見が得られた。さらに、集客性の高い大会等を優先的に誘致することを目指すのであれば、地元利用を優先するのは難しいとの意見が得られた。
- 県営野球場においては、予約のみで使用しない場合は使用料を徴収しない運用が行われており、稼ぎにくい構造になっているとの指摘もあった。
- プロ野球公式試合やその他イベントにおいて集客は可能だが、野球場・屋内練習場ともに独立採算制を確保できるかどうか懸念されている。
- コストについては光熱水費用が最も大きく、電源車等を用いたコスト低減策や、想定以上のコストが発生した場合に行政が一定のリスクを負担する仕組みを検討することが求められている。
- イベント時における駐車場の有料化や、球技場等開設済みの公園と、新設する公園施設等を一体的に運営管理する必要性について、指摘があった。

3) コンセッションの可能性と課題

- コンセッションを導入した場合、財政負担は従来型と変わらないのではないかと認識されている。
- 施設の特性や収益見込みを加味すると、民間事業者としてコンセッション導入によるメリットは感じにくく、指定管理者制度の方が参画しやすいとの意見も得られた。

4) 事業への関心

- 市県の運営方針が明らかになった時点でなければ、参画の可否を判断できないとの意見が得られた。今般のヒアリング対象の事業者のように、創意工夫をこらした施設運営に強みをもつ民間事業者においては、運営に裁量権が与えられなければ事業参画の動機が小さくなることがその要因の1つと想定される。

5) スポーツツーリズムの導入に対する意見

- 野球に関する合宿需要は存在するが、民間の運営母体が必要であること、廉価な宿泊施設が近隣に必要であること等が明らかとなった。また、運動施設だけでは合宿事業を運営する事業者の収益に結びつかないとの意見も得られた。
- 合宿を誘致するためには、合宿に特化した施設を整備する必要があるとの意見が得られた。よって多目的施設において需要がない時間帯を合宿で埋める、という使い方は難しいものと想定される。

3. 運営方針の検討

(1) 既存施設の運営状況の整理

1) 県営野球場

県営野球場は、降雪のある冬季を除き、土日の稼働率が高い。夏季シーズンにおいては、大会利用により、平日においても稼働率が高い。

利用者としては、高校野球連盟を始め、入場者から入場料金を徴収のうえ集客ができる団体が多く、現状の利用料金を負担とは考えていない。

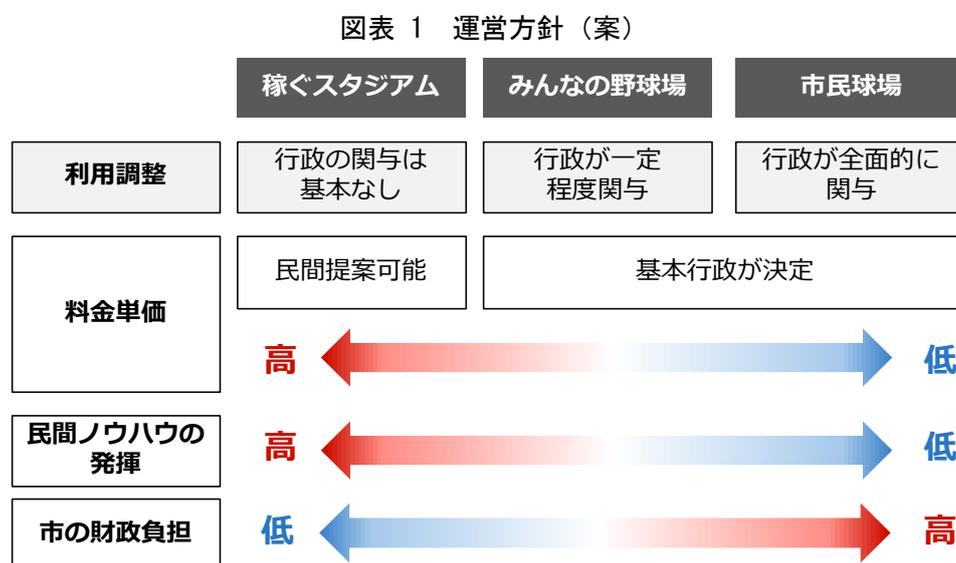
2) 屋内練習場

県営野球場内に位置する屋内練習場は、年間を通じて、稼働率が非常に高い。

利用者としては、夏季は、県営野球場の大会利用者が多く、その他の季節は、小中学校や市民のクラブチームの利用が多い。

(2) 運営方針案の抽出

運営方針として、「稼ぐスタジアム」「みんなの野球場」「市民球場」の3パターンを抽出した。これらについて、利用調整、料金単価、民間ノウハウの発揮、市の財政負担を整理したものが以下の図となる。



(3) 運営方針に関する調査結果のまとめ

これまでの調査結果のうち、運営方針に関連する事項については、以下のとおりとなる。

○コンセッション

コンセッション事業に対する、民間事業者の参入意欲は総じて低いといえる。

○料金単価

明示的な意見は得られていないため、今後精査が必要だが、民間ノウハウの範疇なので、民間事業者に対して裁量を与えれば、一定の財政負担軽減は可能と考えられる。

○民間ノウハウの発揮及び財政負担の軽減

行政の利用調整がない場合、民間ノウハウの発揮が可能となるため、一定程度の収益向上及び財政負担軽減が見込まれる。つまり、この場合、VFMは大きくなる。

一方、行政の利用調整を現状と同程度とした場合、民間ノウハウの発揮は見込めず、収益向上及び財政負担軽減は見込まれないこととなる。つまり、この場合、VFMは小さくなる。

(4) 運営方針に対する方向性

以上を踏まえると、以下のとおり2つの方向性が考えられる。今後も関係団体や民間事業者等の意見把握に努め、市としての方針を公募までに定めることとする。

- ① 財政負担軽減を重視するならば、利用調整を民間に委ねるとともに、利用料金単価についても、民間の意向を反映する仕組みを導入し、「稼ぐスタジアム」とすることが望ましい。
- ② 利用団体の意向を重視するならば、利用調整及び利用料金単価を現状と同程度とし、財政負担の軽減については期待せず、「みんなの球場」とすることが望ましい。

4. 運営体制の検討

盛岡南公園は、供用済みの施設（以下「既存施設」という。）と、本事業にて新たに整備する施設（以下「新規施設」という。）から構成されるが、これらの一体的な運営について以下のとおり概括的に整理を行った。

（1）運営体制に係る現状

1）既存施設の指定管理者

指定管理者	公益財団法人盛岡市体育協会
指定期間	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月
管理対象施設	・ 球技場（いわぎんスタジアム） ・ 会議室、ウォーミングアップ室 ・ 多目的広場 ・ 駐車場 ・ 園地

2）球技場の改修計画

Jリーグ所属チームであるグルージャ盛岡が、現在球技場をホームスタジアムとして使用している。Jリーグのスタジアム要件と照らし合わせると、J2の要件を満たしておらず、今後チームが躍進してもJ2に昇格できない状況にある。

また、施設の供用から約20年経過しているため、老朽化が進んでおり、大規模修繕が必要な状況にある。J2対応の改修の有無を含めた改修計画を現在、市にて検討している。

3）新規施設の整備スケジュール

事業開始	平成 32 年 4 月
着工	平成 33 年 4 月
供用開始	平成 35 年 4 月

(2) 本事業における考え方

1) 一体的な運営

以下のとおりメリットがデメリットを上回ると判断できるため、同一の民間事業者が一体的に運営するべきと考える。

【メリット】

- 双方の施設を同一の民間事業者が運営することで、規模の経済による財政負担の軽減が図られる。
- 双方の施設を異なる民間事業者が運営する場合と比較し、より多くのリスクを民間事業者負担とすることができる。
- イベントの利用調整や動線管理など、施設の円滑な運営が可能となる。

【デメリット】

- 既存施設と新規施設では、施設の性格が異なるため、同一の民間事業では、ノウハウに限りがある可能性が高い。

2) 運営事業者の考え方

既存施設と新規施設を同一事業者が運営することとした場合、PFI 事業者による既存施設の運営開始の時期により、以下の2パターンが考えられる。

ア 平成 35 年度から PFI 事業者が開始

新規施設の運営開始に合わせ、既存施設の運営を PFI 事業者が開始するスケジュールが以下となる。

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
既存施設	新たな指定管理者を選定				PFI 事業者
新規施設	(事業者選定)	(PFI 事業者が整備)			

イ 平成 31 年度から PFI 事業者が開始

PFI 事業が開始される平成 32 年度より、PFI 事業者が運営を開始するスケジュールが以下となる。PFI 事業と既存施設の改修計画との関係が課題だが、整備期間中の既存施設の運営について調整が容易であることや、指定管理者の選定が不要となるメリットが挙げられる。

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
既存施設	既存指定管理期間を延長 (※)	PFI 事業者が運営			
新規施設	(事業者選定)	(PFI 事業者が整備)			

※平成 31 年度のみを指定管理期間とした、新たな指定管理者の公募を行ってもよい